

人権・同和教育と啓発活動の推進

あらゆる場における人権・同和教育と啓発活動の推進

すべての人々の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を実現するため、家庭、保育所・幼稚園、学校、地域、職場などあらゆる場を通じて、人権・同和教育と啓発活動を積極的に推進し、市民の人権意識の高揚を図ります。

就学前教育機関

- 集団活動の機会の確保
- 基本的な生活習慣などが身につく教育
- 指導的立場への人権・同和教育の充実



学校教育

- 全教育活動を通じた人権・同和教育の推進
- 同和教育などの成果を生かした人権・同和教育の推進
- 教職員の研修の充実
- 保育所・幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校との連携
- 学校、家庭、地域社会との連携

社会教育

- 推進体制の充実
- 地域における人権・同和教育と啓発活動の推進
- 地域における指導者の育成
- 社会教育関係団体における人権・同和教育と啓発活動の推進
- 人権問題に関する市民意識調査の実施

企業等

- 公正採用選考の確立に向けた取組
- 職場における人権課題の解決へ向けた取組



連携強化

- あらゆる分野の人権・同和教育関係者の連携

特定の職業に従事する者に対する人権・同和教育の推進

人権への関わりが深い特定の職業に従事する者は、人権に関する正しい知識と高い意識を有していることが重要であることから、特定の職業に従事する者に対し、人権・同和教育の推進を図ります。

◇市職員等 ◇教職員等 ◇社会教育関係者 ◇福祉関係者 ◇医療・保健関係者

効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進

人権尊重の文化を一日も早く市民に定着させるため、あらゆる手段を講じながら教育・啓発を効果的に推進します。

- 1 人材の育成と活用
- 2 情報提供の充実・強化
- 3 参加しやすい人権啓発イベントの開催
- 4 教材・学習プログラムの開発
- 5 啓発団体等との連携
- 6 子どもの目線を基調とした人権・同和教育と啓発活動の推進
- 7 相談・支援体制の充実



伊万里市の人権・同和教育・啓発推進計画

【推進体制】

- 人権施策を市政の重要な柱と位置づけ、伊万里市人権教育・啓発推進本部を中心に総合的に施策の推進を図ります。
- 分野別施策の推進に基づき、各部署で具体的な実施事業に取り組みます。

【国、県、他の市町及び関係団体等との連携】

- 国や県、他の市町と連携を図り、積極的な取組を行うとともに財政面での適切な支援等についての要請に努めます。
- 各種の啓発団体、社会教育関係団体等との連携・協力体制を強化し、効果的な人権・同和教育と啓発活動の推進に努めます。

【施策の公表と見直し】

- 計画の推進状況と効果等について評価を行うとともに、定期的にその結果を公表します。
- 社会状況の変化に適切に対応するため、必要に応じて基本方針の見直しを行います。

伊万里市 市民部 人権・同和対策課 〒848-8501伊万里市立花町1355番地1
TEL:0955-23-2190 FAX:0955-22-7650 URL: <http://www.city.imari.saga.jp/>

令和元年(2019年)6月

第2次改訂版

人権を尊重し、人にやさしいまち伊万里

伊万里市

人権教育・啓発に関する基本方針

伊万里市人権・同和教育・啓発推進計画

概要版



伊万里市人権教育・啓発推進本部

基本方針改訂の趣旨

伊万里市が人権施策に取り組むための指針として、『伊万里市人権教育・啓発基本方針』を平成12年(2000年)に策定し、平成19年(2007年)に第1次改訂を行い、人権・同和教育の推進を図ってきました。そのようななか、近年の社会情勢の変化に伴い人権問題は複雑化・多様化しており、新たな人権課題に対応する必要があることから、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進していくため、基本方針の見直しを行いました。

基本方針の基本理念と人権施策の推進方向

この「基本方針」を人権にかかわる諸施策、教育・啓発の基本と位置づけ、すべての市民の人権が尊重される真に豊かな明るく住み良い地域づくりの実現をめざします。

基本方針の基本理念

—3つの基本理念—

【共生社会の実現】

すべての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることのできる社会の実現をめざします。

【人権文化の創造】

自分の生き方を大切にしながら他者の人権を尊重し、お互いが理解を深めることによって育まれる「共生意識」を日常生活の中に定着させ社会習慣にまで広げ普及させることにより、人権という普遍的な文化を創造します。

【生涯を通じた人権教育・啓発】

人権文化を広く市民の生活に定着させるため、生涯を通じた人権教育・啓発を図ります。



人権とは?

誰もが生まれながらにもっている
自分らしく幸せに生きる権利
のことです。

分野別施策の推進

1. 同和問題

早期解決に向け、すべての市民がかかわるべき重大な課題であり、「部落差別解消推進法」の趣旨に基づき、同和教育と啓発活動を積極的に推進します。

- 1 学校教育における人権・同和教育の推進
- 2 社会教育における人権・同和教育の推進
- 3 啓発活動の推進
- 4 隣保館、同和教育集会所の事業推進
- 5 相談体制の充実
- 6 現状を把握するための調査の取組



2. 女性に関する問題

男女が共に仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現に向けた取組を積極的に進めるとともに、性別にかかわらず、一人一人が個性と能力を十分に発揮できる社会環境づくりを推進します。

- 1 男女平等意識の醸成
- 2 「男女協働参画社会」を形成するための環境の推進
- 3 男女間のあらゆる暴力の根絶



3. 子どもに関する問題

子どもが権利の主体として尊重されなければならない存在であることを市民が正しく理解し認識するとともに、子どもの健やかな成長が保障される環境づくりを推進します。

- 1 子育て支援の充実
- 2 啓発活動の推進
- 3 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発
- 4 いじめ問題などへの取組
- 5 児童虐待防止への取組
- 6 健全育成に向けての取組
- 7 児童の性的被害の防止及び健康被害の防止
- 8 相談・支援体制の充実



4. 高齢者に関する問題

安心して健やかな暮らしづくりに向け、高齢者自身も含めた多様な人々が参画し、高齢者の生活を様々な形で支え合う地域づくりの実現に努めます。

- 1 市民意識の高揚
- 2 学校における福祉教育の推進
- 3 高齢者への虐待防止の取組
- 4 介護サービスの充実
- 5 生活支援体制の充実
- 6 高齢者の活動支援・生きがいづくりの推進



5. 障害のある人に関する問題

障害のある人もない人もみんなが互いに支え合い、互いを尊重し理解し合えるまちづくりの実現のための取組を推進します。

- 1 社会参加の促進
- 2 保健・医療の充実
- 3 日常生活における支援
- 4 生活環境の整備



6. 外国人に関する問題

外国人との相互理解、友好関係を築くとともに、本市を訪れる外国人が楽しく過ごせ、また、滞在する外国人が安心して生活できるまちづくりをめざします。

- 1 国際理解の醸成
- 2 国際色豊かな人材の育成
- 3 外国人児童生徒に対する支援
- 4 情報出版サービスの充実
- 5 民間交流の促進と支援
- 6 民間ボランティアとの協働



7. 患者等に関する問題

(1) HIV感染者等

HIV感染者や結核患者等に対する正しい理解と人権意識の高揚を図るため、関係機関と連携・協力し、市民に対する啓発活動を推進します。

- 1 保健福祉事務所など関係機関との連携
- 2 学校教育におけるエイズ教育などの推進
- 3 地域社会や職場などへの啓発
- 4 予防接種、健診等の受診率の向上



(2) ハンセン病患者等

ハンセン病に対する正しい知識を図るとともに、ハンセン病患者等についての理解を深めるための研修会の実施や広報活動など教育・啓発を推進します。

8. 犯罪被害者等に関する問題

犯罪被害者等が直接的・間接的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会をめざします。

- 1 啓発活動の推進
- 2 相談・支援体制の充実
- 3 再被害防止及び重大な犯罪の未然防止措置



9. 性的指向・性自認等に関する問題

性的指向・性自認等に対する市民の正しい理解を深めるための啓発活動、支援のための相談体制の充実に努めます。

- 1 教育・啓発の推進
- 2 相談体制の充実



10. インターネットによる人権侵害

インターネットによる人権侵害やトラブルを防止するため、利用者一人一人が、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての正しい理解が深められるよう啓発活動や情報教育を積極的に推進します。

- 1 啓発活動の推進
- 2 学校における情報教育の推進



11. 人権に関する様々な問題

① 刑を終えて出所した人

偏見や差別意識の解消のため教育・啓発を行うとともに、関係機関と連携し、支援に努めます。

② ホームレス等生活困窮者

ホームレス等の社会復帰に向けた自立支援の取組や、差別や偏見をなくすための教育・啓発に努めます。

③ 北朝鮮当局による拉致問題等

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題の啓発に努めます。

④ 人身取引

人身取引を根絶するため、市民の関心と理解を深める取組を推進します。

⑤ 災害に起因する人権問題

被災者や被災地に対する差別などの人権侵害を防ぐため、災害に起因する人権問題への理解を深める取組を推進します。

⑥ 個人情報の保護

「伊万里市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する個人情報および特定個人情報を適正に取り扱います。